

## 「学校は学びのフィールド推進事業」運営等業務に係る公募型プロポーザル実施要項

### 1 趣旨

やまぐちPRIDEの醸成に向け、「学校は学びのフィールド推進事業」を通じて、山口県内の学校を学びの場として、大人と子どもがともに学び合う機会を創出し、大人と子どもをつながりを深め、「地域の創り手」の育成を推進するため、全体計画の作成・進管理、取組の実施、取組経費の会計管理等の業務を委託する。

### 2 業務の概要

- (1) 委託業務の内容  
別添業務仕様書のとおり
- (2) 委託契約の締結  
優れた提案書を提出した7者と随意契約により委託契約を締結する。
- (3) 委託期間  
契約の日の翌日から令和9年3月10日（水）まで

### 3 予算限度額

250千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 4 対象者

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 社会教育団体においては、規約、会則等があること。社会教育施設においては、市町が設置及び管理する社会教育施設であること。
- (3) 社会教育に関する取組の実績が、原則として1年以上あること。
- (4) 提案内容の運営可能な体制が確保されている、または、今後、確保される見通しがあること。

### 5 提出書類

- (1) 提案書（様式1） ※郵送、持参の場合は7部  
全体運営計画等を記載した書類
- (2) 見積書（様式2） ※郵送、持参の場合は1部  
全体運営に係る費用を費目ごとに見積した書類  
※費目については、業務仕様書を参照

### 6 提出方法等

- (1) 提出方法 電子メール、郵送、持参のいずれかによる
- (2) 提出期限 令和8年6月29日（月）17時まで

## 7 プロポーザルに係る手続き

### (1) スケジュール

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| ① 公告日                 | 令和8年5月18日(月) |
| ② 質問書の受付締切日           | 6月12日(金)     |
| ③ 質問書の回答を当課ウェブページ上に掲載 | 6月17日(水)     |
| ④ 提案書及び見積書の提出期限締切日    | 6月29日(月)     |
| ⑤ 審査結果の通知             | 7月3日(金)      |

(※審査については、提案書の書面審査により実施)

### (2) 質問書の受付及び回答

提出書類	質問書(様式3)
提出期限	令和8年6月12日(金)17時まで(必着) ※必ず提出先への受付確認をすること。
提出方法	電子メールの送信、郵送のいずれかによること。 ※必ず提出先への受付確認をすること。
提出先	〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁13階 山口県教育庁地域連携教育推進課 地域連携教育班 担当 岡村 行 TEL 083-933-4663 FAX 083-933-4669 E-mail a50400@pref.yamaguchi.lg.jp
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>質問書を受付次第、電子メール等により随時回答する。(質問書記載の電子メールアドレスへの送信により回答を行うこととする。)</li><li>回答については、個別の質問の場合を除き、6月17日(水)に当課ウェブページ上に公開する。</li><li>なお、当該回答は、実施要項、仕様書等を追加または修正したものとして扱うものとする。</li></ul>

## 8 審査及び決定

- (1) プロポーザル審査委員会が、委託費の上限額の範囲内の見積金額を提示した者の提案書について、別紙「審査項目及び評価基準」に基づき書面審査を行う。  
審査委員会は、審査による合計得点の高い提案書を提出した上位7者を選定する。  
なお、参加者が7者に満たない場合であっても審査を行い、選定されない場合もある。
- (2) 選定された提案者(契約候補者)と県とが業務内容について協議し、随意契約により本業務委託の手続きを行う。(業務委託の内容は、提出された提案書の内容を基本とするが、県との協議により必要に応じて内容を変更した上で、契約を締結する。)
- (3) 審査結果は全者に対して文書で通知を行うが、結果に係る説明は行わない。
- (4) なお、以下のいずれかに該当する場合は失格となるので、注意すること。
  - ① 提出書類が期限までに提出されなかった場合
  - ② 提出に虚偽の内容を記載した場合
  - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- ④ 公募型プロポーザル実施要項に違反すると認められる場合
- ⑤ その他委託者があらかじめ指示した事項に違反した場合

## 9 その他

- (1) 提案書等の作成、提出などに要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提案された書類は審査等のため、必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出書類の提出は、1者につき1件とする。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものに係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (5) 本要項に基づき提出された書類は返却しない。
- (6) 連携先の学校及び当該学校の設置者と、予め調整の上応募すること。

## 10 問い合わせ先

山口県教育庁地域連携教育推進課 地域連携教育班 担当 岡村  
〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県庁13階  
TEL 083-933-4663 FAX 083-933-4669  
E-mail a50400@pref.yamaguchi.lg.jp